

業 務 仕 様 書

1 件名

横浜開港資料館ロゴマークデザイン業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

3 業務内容

横浜開港資料館のロゴマークのデザインおよびデジタルデータの作成

4 デザイン仕様

(1) 制作パターン

・ロゴマーク 1パターン

(マーク・館名「横浜開港資料館」・英字表記「YOKOHAMA ARCHIVES OF HISTORY」を組み合わせたもの)

(2) 色数

・カラー、モノクロの案をそれぞれ作成し、白地背景、黒字背景にあわせ CMYK の数値を指定すること。特色は使用しないこと。

(3) デザインの修正について

・デザインについては案を提示したのちに委託者・受託者による協議の上修正をおこなう場合がある。

5 ロゴマークの使用想定

- ・広報用印刷物や名刺、封筒、レターヘッド等
- ・ミュージアムショップで販売するオリジナル商品類、什器・包装用品
- ・施設が発行するパンフレット、チラシ等への掲載
- ・各種施設内の案内サイン
- ・ホームページへの掲載、デジタルアーカイブ等に掲載の画像
- ・横浜開港資料館が制作する動画
- ・上記以外に今後当館が制作するし対外的に公開またはインターネットを經由して公衆送信する著作物等、幅広く使用。

6 ロゴマークに係る権利の取扱い

- (1) ロゴマークに係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含みます）、その他一切の権利（知的財産権を登録する権利を含みます）を、納品データの提出時に横浜開港資料館に無償で譲渡する

ものとしします。

- (2) 受託者は、横浜開港資料館に対し、作品に係る著作権者人格権を一切行使しないものとしします。
- (3) 受託者が、第三者に権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作権者人格権、著作隣接権その他一切の権利）が帰属するフォント・素材または方法をロゴマーク中に使用するときは、その使用に関し当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払を含む。）を受託者が負うこととしします。
- (4) ロゴマークの発表及び展示に関する権利に関しても、横浜開港資料館に帰属するものとしします。
- (5) ロゴマークの制作に関する業務の受託実績を受託者が公表することを、委託者は妨げないものとしします。

7 納品場所

横浜市中区日本大通3 横浜開港資料館 または
大容量ファイルの送信サービス等を介した受け渡し

8 納品データ仕様

- ・ Adobe IllustratorCS6 で書き出した各ページごとの拡張子.ai ファイル・ロゴマークおよび
- ・ 上記のファイルを書き出した確認用 PDF ファイル

9 その他・特記事項

- ・ 仕様書に定めのない事項、疑義が生じた際には委託者、受託者双方の協議の上決定する。